

「第2回につきん農業元気補助金」

【はじめに】

日進市物価高騰等対策農業支援事業「第2回につきん農業元気補助金」を実施します。
対象となる農業者の方へ、補助金の申請を受付します。
申請にあたっては、支給要領のご確認をお願いします。

申請期間 令和6年3月18日(月)から令和6年6月28日(金)まで。

(土日祝日除く。) ※郵送の場合は6月28日消印有効とします。

1 補助金の概要

(1) 目的

原油価格や物価高騰の影響により、経営の安定に支障が生じている本市の認定する認定農業者等、その他市内で農業を営む販売農家に対して、営農意欲の向上と農業経営の安定を図るため、第2回につきん農業元気補助金を支給します。

この補助金には、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

(2) 対象者

- ① 農作物又は畜産物の販売を行う「市内の農地を所有又は借用し、農業を営む個人又は法人」であること。
※農業委員会で貸借の手続きを経ていない場合や、市民農園の利用者は対象者にはなりません。
- ② 本市の認定する認定農業者と農事組合法人(以下、認定農業者等という。)
- ③ ①又は②に該当し、現に農業に従事し、かつ引き続き営農を継続する意思があること。

(3) 支給額

ア 認定農業者等 1者につき 10万円

イ その他農業者 1戸につき 2万円

※先着順に書類審査を行い、予算の範囲内で支給します。

(4) 支給回数

申請期間内において、1対象者につき1回 とします。

2 申請

(1) 申請受付期間

令和6年3月18日(月)から令和6年6月28日(金)まで（土日祝を除く）

※ 受付期間内に申請がなかった場合は、補助金の受給を辞退したものとみなしますのでご了承ください。

(2) 申請方法

申請書に下記必要書類を添えて、郵送にて提出します。

① 申請書兼請求書・誓約書兼同意書（様式あり）

② 次のアまたはイのいずれか1つ。

ア 令和5年分の農業収入が確認できる書類の写し。

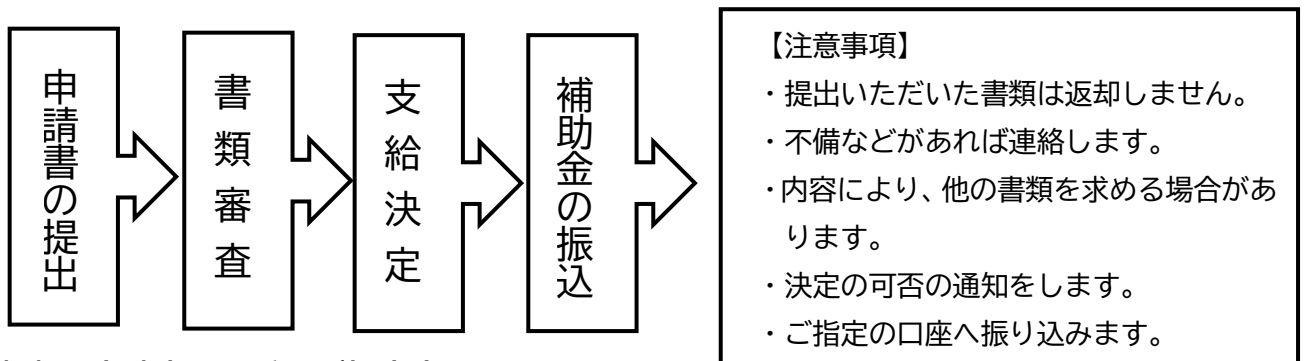
例：所得税確定申告書（農業所得用収支内訳書や青色申告決算書）、
市県民税申告書

イ 令和5年中に農作物を事業者等へ販売したことが確認できる書類の写し
（※畑作物は複数月分の販売確認ができる書類とします。）

例：農協からの米穀精算通知、スーパー・市場等への出荷伝票や委託販売精算書
等。※個人間の売買は原則、販売したと認められません。

③ 補助金の受取口座が確認できる書類（通帳の写し等）

(3) 申請の流れ



(4) 申請書の入手及び提出先

申請書は、市のホームページからダウンロードできます。農政課窓口でも配布しております。入手が困難な場合は、農政課までご連絡いただき、郵送での配布も可能です。

提出先：日進市役所 農政課

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

電話番号 0561-73-2197

(5) 審査

- ① 提出された申請書類は、書面審査します。
- ② 申請書の内容の確認や誤りの訂正、添付書類の不備がある場合、申請書記載の電話番号に連絡する場合がありますので、日中に連絡が取れる番号を記入ください。
- ③ 営農の状況や申請の内容について、添付書類の他にも参考となる資料の提出を求める場合があります。
- ④ 審査の途中経過のお問い合わせには応じかねますのでご了承ください。
- ⑤ 審査の結果は、支給(不支給)決定通知書により通知します。

(6) 補助金の支給

指定の金融口座に振り込みします。口座名義人は申請者と同一としてください。

(7) 補助金の支給の取り消し

- ① 補助金の支給後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合または偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けていたことが判明した場合には、支給決定を取り消すことがあります。
- ② 支給決定を取り消された方は、速やかに補助金の全額を返還していただくこととなりますので、十分にご注意ください。

(8) その他事項

- ① 申請書に記載された個人情報、補助金の審査・支給の目的で使用し、その他の目的には使用しません。
- ② ご自身が支給対象かどうかの確認や、その他ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

日進市役所 産業政策部 農政課 農政振興係 補助金担当

〒470-0192 日進市蟹甲町池下268番地

電話番号 0561-73-2197(農政課直通)

受付時間:月曜日から金曜日までの午前8時30分～午後5時

(祝日は除く)

〒470-0192

日進市役所 産業政策部 農政課

農政振興係 補助金担当 行

(郵送の際、切り取ってご使用ください。)